

◎佐賀県条例第14号

佐賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県流水占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の場合において、流水又は土地の占用（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が2以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定にかかわらず、発電の原動力に用いるため行う流水の占用（以下「発電用流水の占用」という。）に係る占用料については、その年度分の2分の1の額をその年度の4月末日までに、残額をその年度の10月末日までに徴収する。</p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の場合において、流水又は土地の占用（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が2以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。<u>ただし、当該期間における占用料の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がないと認められ、かつ、流水の占用等の許可又は登録を受けようとする者の申出があるときは、当該期間の分の占用料を一括して徴収することができる。</u></p> <p>3 知事は、前2項（前項ただし書を除く。）の規定にかかわらず、発電の原動力に用いるため行う流水の占用（以下「発電用流水の占用」という。）に係る占用料については、その年度分の2分の1の額をその年度の4月末日までに、残額をその年度の10月末日までに徴収するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県流水占用料等徴収条例第2条第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の河川法（昭和39年法律第167号）第23条若しくは第24条の許可又は同法第23条の2の登録に係る流水占用料又は土地占用料について適用し、同日前の許可又は登録に係る流水占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。